

インフルエンザにかかった場合・・・

療養終了後の病院受診は、当面の間、不要です。

これまで、インフルエンザにかかったときは、療養期間終了後に病院を受診し、医師から「登校許可証明書」の記入を受け、学校へ提出していただくことが必要でした。しかし現在は、医療体制のひっ迫を避けるため、当面の間、不要となっています。代わりに、保護者の方から「療養解除届」を記入・提出していただきます。この対応は、新型コロナウイルスにかかったときも同じです。

インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の学校感染症にかかったときは、今まで通り、「登校許可証」が必要となります。

